

県南広域振興局長告示第 121 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1(1) 名称 北上市煤孫銃猟禁止区域
- (2) 区域 北上市地内の主要地方道花巻衣川線と市道第 6001016 号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を北に進み市道第 6013334 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第 6001015 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道第 6001016 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 2(1) 名称 北上市後藤野銃猟禁止区域
- (2) 区域 北上市地内の一般県道後藤野野中線と市道第 6001022 号線の交点を起点とし、起点から一般県道後藤野野中線を北西に進み市道第 6013181 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第 6013171 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道 6013186 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道 6013572 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道 6001022 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 3(1) 名称 金ケ崎町森山三ヶ尻銃猟禁止区域
- (2) 区域 胆沢郡金ケ崎町地内の国道 4 号と一般県道西根佐倉河線との交点を起点とし、起点から国道 4 号を南東に進み一般県道胆沢金ケ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み町道高谷野原医者屋敷線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道蟹子沢若柳線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道後田北田尻線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道北上水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道久田笹長根線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み国道 4 号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み胆沢郡金ケ崎町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道中江甫瘤木丁線に通じる林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み町道中江甫瘤木丁線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道瘤木丁後生平線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み北上川堤防との交点に至り、同点から同川堤防を南東に進み町道畑中前諏訪小路線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道矢来白糸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道西根佐倉河線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 4(1) 名称 金ケ崎町千貫石銃猟禁止区域
- (2) 区域 胆沢郡金ケ崎町地内の林道樺引沢線と管理道路 3 号線との交点を起点とし、起点から林道樺引沢線を西に進み作業道釜石線との交点に至り、同点から同作業道を北に進み連絡管理道 2 号線との交点に至り、同点から同管理道を北東に進み作業道釜石線との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み連絡管理道 1 号線との交点に至り、同点から同管理道を北東に進み千貫石溜池堤体天端との交点に至り、同点から同堤体天端を南に進み管理道路 1 号線との交点に至り、同点から同管理道路を南に進み林間歩道との交点に至り、同点から同歩道を南東に進み管理道路 3 号線との交点に至り、同点から同管理道路を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 5(1) 名称 奥州市江刺区玉里下川辺銃猟禁止区域
- (2) 区域 奥州市地内の電話ケーブル線江刺・米里間市外ケーブル 117 号柱から 166 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

6(1) 名称 奥州市江刺区玉里中野銃猟禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の電話ケーブル線江刺・広瀬間市外ケーブル 84 号柱から 133 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

7(1) 名称 奥州市江刺区苗代沢銃猟禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の国道 456 号と市道向野線との交点を起点とし、起点から国道 456 号を北に進み市道白岩第 1 線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上苗代沢中央線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道岩明岩谷堂線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道苗代沢南循環線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道蔵内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道山館山居線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道原体線との交点に至り、同点から同市道を西に進み農道五位塚線との交点に至り、同点から同農道を南に進み市道向野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

8(1) 名称 一関市千厩・大東銃猟禁止区域

(2) 区域 一関市地内の電話ケーブル線千厩・大東間市外ケーブル千厩一岩手大東線 L32-17 号柱から曾慶線 16 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

9(1) 名称 遠野市福泉寺・駒木銃猟禁止区域

(2) 区域 遠野市地内の一般県道土淵達曾部線と林道西内海上線との交点を起点とし、起点から一般県道土淵達曾部線を北西に進み市道下小倉蛇石線との交点に至り、同点から同市道を東に進み民有林 96 林班 16 小班と民有林 96 林班 21 小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林 97 林班 29 小班と民有林 97 林班 30 小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み林道荒川駒木線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道妻の神線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道タラ沢 1 号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み民有林 103 林班と民有林 102、111 及び 110 林班的境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み林道西内海上線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

10(1) 名称 遠野市上綾織銃猟禁止区域

(2) 区域 遠野市地内の電話ケーブル線遠野・宮守間市外ケーブル L9-6 号柱から L11-12 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

11(1) 名称 遠野市鱒沢銃猟禁止区域

(2) 区域 遠野市地内の電話ケーブル線沢目線 48 号柱から沢目線 17 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで